

食品ロス削減ネットワーク懇話会設置要綱

(目的)

第1条 「大阪府食品ロス削減推進計画」に基づく施策及びそれに関連する事項について、食品製造業、食品卸売業、小売業・外食産業等の事業者や、消費者、行政など（以下「関係者」という。）多様な主体の取組状況等の成果を検証し、より効果的な手法等を検討することを目的として、「懇話会等行政運営上の会合に関する取扱要領（平成24年10月23日付け人事第2152号）」に基づき、食品ロス削減ネットワーク懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 第1条の目的を達成するため、懇話会では関係者がそれぞれの立場から、食品ロス削減に効果的な取組や、消費者への啓発内容などの情報共有や意見交換を行う。

(組織)

第3条 懇話会は、8名以内で組織する。

- 2 懇話会は別表に掲げる有識者及び関係事業者団体、消費者団体、行政機関で構成する。なお、必要に応じて構成員以外の者をオブザーバーとして招くことができる。

(運営方法)

第4条 懇話会の会議は大阪府が招集し開催する。

- 2 懇話会に座長を置き、座長は構成員の互選により決定する。
- 3 構成員がやむを得ない事情により出席できないときは、代理人が出席することができる。
- 4 会議終了後、開催概要をホームページで公表する。

(分科会)

第5条 懇話会の取組みを円滑かつ効率的に推進するため、必要に応じて分科会を置くことができる。

2 分科会は各分野の具体的な取組みについて、意見交換、検討を行い、会員相互の協力の下でそれを実行する。

3 分科会は、目的に応じて、適切かつ幅広い人選に努めること。また、必要に応じて会員以外の者を出席させることができる。

4 分科会は、その取組状況を構成員に報告する。

(守秘義務)

第6条 懇話会の構成員は、会議等で知り得た秘密を漏らしてはならない。

(設置期間)

第7条 懇話会の設置期間は、令和5年3月31日までとする。ただし、期間の延長は妨げない。

(謝礼等)

第8条 学識経験者等に対する謝礼の額は、日額九千八百円とする。また、学識経験者等に対する費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

2 大阪府の経済に属する常勤の職員である者に対しては支給しない。

(事務局)

第9条 懇話会の事務局を大阪府環境農林水産部流通対策室に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 13 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 25 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 5 月 24 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 6 月 22 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 1 月 26 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表

| 区分 | 名称等 | |
|----------------|---------------------------|---|
| 関係事業者等 | 食品製造業 松永 武敏 | 森永製菓株式会社 西日本統括支店チャンネル開発担当リーダー |
| | 食品卸売業 小林 正二 | 国分西日本株式会社 人事総務課長 |
| | 小売業 西田 哲也 | エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 サステナビリティ推進部長 |
| | 外食産業 西嶋 栄人 | 株式会社グルメ杵屋レストラン 経営企画部兼商品開発部長 |
| | 学識経験者等 | 有識者 石川 雅紀 |
| 消費者団体 樋口 容子 | | 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会西日本支部 支部長 |
| 行政機関 岡野 健一 | | 大阪府環境農林水産部流通対策室 課長 |
| 事務局 | 大阪府環境農林水産部流通対策室 総務・企画グループ | |